

台湾の商標登録におけるファストトラック・オプション

2022年2月28日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

台湾の商標登録出願の件数は2020年に94,089件で1999年以来の最高となり、2021年上半期に46,379件となり再度過去最高となるペースであるといわれています（※1 ※2）。

台湾では出願件数の増加のため、審査を早めるためのファストトラック・オプションが2020年5月から試験的に運用されて2021年5月から正式に運用されています。

本稿では台湾の商標登録出願におけるファストトラック・オプションを御紹介します。

※1 出典 智慧局ニュース2021年3月10日

※2 出典 台湾特許庁公布2021年7月26日

2 台湾の経済

台湾ではグローバルIT企業の電子機器を生産し、輸出する産業が主力となっており、近年ではAI、IoT、ビッグデータ分析等の多数の技術を活用するスマート医療等のソフト面での開発に力を入れています。また法人税が日本や中国より低いことから多数のグローバル企業が進出しています。

(2021年時の法人税) 台湾：20% 日本：23.2% 中国：25%

また台湾では人口約2,300万人程度の国内市場ですがコンビニや電子商取引が活発になってきてます。

3 台湾の商標登録出願の状況

3.1 出願の内訳

上記の通り台湾の商標登録出願の件数が増大しており、特に台湾出願人による件数が伸びています。出願人の業種別では台湾出願人は「農業・食品産業」が最多であり、外国出願人は「ヘルスケア産業」が最多となっています。指定商品（指定役務）別では台湾出願人の指定商品等はクラス35（広告業、食品の小売業等）が最多であり、外国出願人の指定商品等はクラス09（コンピュータ、コンピュータ用プログラム等）が最多となっています（※3）。

※3 出典 智慧局ニュース2021年3月10日

3.2 出願の審査

過去のデータに依れば、従来、出願日から第1回目のオフィスアクションまでの期間は

約5ヶ月であり、審査終了までの期間は約6.7ヶ月となっていました。一方ファストトラック・オプションの試験運用に依れば、出願日から審査着手までの期間が1.5ヶ月程度短縮されて3.5ヶ月から4ヶ月程度で着手されるようになりました。

その結果、商品が市場に出回る前に、商標登録が可能となるケースが増えました。

3.3 ファストトラック・オプションの適用要件

第1 オンライン（電子）形式の商標登録出願であること

→依って紙媒体形式の商標登録出願の場合には対象外となります。

第2 商標登録願に記載の指定商品（指定役務）の全てが規範的表記であること

→即ち台湾知的財産局の商標検索データベース（※3）に記載の商品役務の参考表記（規範的表記）と完全に同一でなければなりません。厳格であり、一文字でも異なる表記があると対象外となります。

※3 <https://twtmsearch.tipo.gov.tw/OS0/OS0303.jsp>

第3 商標登録願の商標が平面商標であること

→立体的形状、音声、位置、匂い等の非伝統的商標である場合は、審査が複雑であるため対象外となります。

第4 代理人を通じて商標登録出願する場合には委任状を提出すること

→提出時期は原則として出願と同時となりますが例外的に出願から20日以内の提出が認められています。

第5 所定の方法を用いて手数料を納付すること

- a 台湾知的財産局のe网通の指定口座からの自動引落
 - b 台湾知的財産局のe网通のeATMを通じて振込
 - c 紙媒体のeATMの払込票を持参して台湾知的財産局で納付
 - d 紙媒体のeATMの払込票を持参して銀行ATMを通じて振込
- 依って郵便振替等を用いた場合には対象外となります。

3.4 実績

ファストトラック・オプションの試験運用から2021年2月までの間の実績に依れば、ファストトラック・オプション対象の出願件数の、商標登録出願の全体に占める割合は58～62%であり、早期審査の需要があることが分かります（※4）

※4 出典 智慧局ニュース2021年4月30日付け

3.5 適用の有無

・ファストトラック・オプション対象となるか否かについては、審査官の判断に委ねられ、対象と判断された場合、台湾知的財産局の商標検索データベース上の出願番号の後ろに赤字で「快軌案」と表示されます。ファストトラック・オプション対象外と判断された

場合、不服申立てをすることができません。

3. 6 優先権主張とファストトラック・オプションとのけり合い

実務では、第一国の商標登録出願の後に優先権を主張することで、第一国の出願日を確保しながら台湾商標登録出願を行います。この場合、第一国の指定商品（指定役務）と台湾の指定商品（指定役務）とが同一であることが優先権主張の適用要件となります。

しかしながら優先権主張の際に、第一国の指定商品（指定役務）が台湾の規範的表記と完全同一であることは少ないため、出願人は、優先権主張の適用か、又はファストトラック・オプションの適用かのいずれかを選択することを強いられます。

この点については通常はファストトラック・オプションでなく優先権主張の適用を重視すべきでしょう。

3. 7 その他のファストトラック・オプション

実務では、台湾商標登録出願と同時に、中国及び香港への商標登録出願の御依頼を頂戴しますが、香港では商標出願のファストトラック・オプションが運用されていません。また中国では最速で出願日から20営業日での審査終了が可能となる商標登録申請早期審査弁法（試行）というオプションが存在しますが、海外企業には困難な適用要件であり、実質的に利用することができません。

4 結び

以上、ファストトラック・オプションを用いることで、台湾商標の早期登録が容易となります。

なおASEAN主要国のファストトラック・オプションにつきましては昨年の6月号で御紹介しておりますので併せて御参照下さい。

以上